

山形県再犯防止推進計画

令和3年3月

山形県

はじめに

山形県における令和元年の刑法犯認知件数は、3,275件となっており、平成14年の14,331件をピークに減少傾向にあります。その一方で、刑法犯検挙者の4割以上を再犯者が占めており、刑務所からの出所者等が地域社会の一員として円滑に復帰することは、出所者等の安定した生活だけでなく、地域住民が安心して暮らすことのできる社会の実現にも寄与するものです。

そのため県では、令和元年5月に「山形県再犯防止推進協議会」を設置し、地域の更生保護団体や法務関係機関から御意見をいただきながら、この度、本県の実情や関係団体の取組等に基づいた「山形県再犯防止推進計画」を策定しました。

犯罪や非行を行った人が、再び過ちを犯さないようにするためには、社会から排除・孤立させず、地域全体で見守り、支え合いながら継続的な支援を行い、自立につなげていくことが重要です。

今後は、この計画の基本目標である「地域での支え合いにより、罪を犯した人が立ち直り、安心して暮らせる山形県の実現」に向けて、山形県再犯防止推進協議会を軸に、市町村や関係者との連携を強化し、再犯防止の取組を総合的・計画的に推進してまいりますので、県民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和3年3月



山形県知事 吉村美栄子

目 次

第1章	計画の趣旨等	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の位置づけ	
3	計画に基づく再犯防止施策の対象者	
4	計画の期間	
第2章	計画策定の背景	2
1	再犯者率等の推移	
2	犯罪に関する現状	
3	再犯防止に係る状況	
4	本県で実施した「地域再犯防止推進モデル事業」の実施状況	
第3章	計画の基本方針等	9
1	基本方針	
2	基本目標	
3	成果指標	
第4章	施策の柱と具体的施策	
I	住居と就労等の確保	11
1	住居の確保	
2	就労や社会参加の促進	
II	保健医療・福祉サービスの利用促進	16
1	高齢者や障がいのある者等への支援	
2	薬物等依存を有する者への支援	
III	学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進	21
1	児童生徒の非行の未然防止	
2	学校や地域社会と連携した修学支援	
IV	地域帰住の段階や犯罪の特性等に応じた効果的な支援	24
1	刑事司法手続きや地域帰住等の段階に応じた切れ目のない支援	
2	犯罪による社会への影響が大きい性犯罪者や再犯リスクの高い暴力団関係者等への効果的な指導	
V	民間活動の促進と県民理解の深化	28
1	ボランティア等民間協力者の活動への支援	
2	広報・啓発活動の推進	
VI	国・市町村・民間団体等と連携した取組の推進	31
1	国・市町村・民間団体等との連携強化	
2	市町村や地域における取組の促進	
第5章	計画の推進体制等	33
1	推進体制	
2	進捗管理	
参考資料		
1	再犯の防止等の推進に関する法律（概要版）	34
2	国再犯防止推進計画（概要版）	36
3	山形県再犯防止推進協議会設置要綱	37
4	山形県再犯防止推進協議会の関係機関、民間団体の紹介	39
5	山形県再犯防止対策の推進に係る庁内連絡会議設置要綱	46
6	計画策定の経過	48
7	用語の説明	49

第1章 計画の趣旨等

1 計画策定の趣旨

「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年12月施行。以下「再犯防止推進法」という。）や「(国) 再犯防止推進計画」（平成29年12月閣議決定）を勘案して、本県の実情に応じた再犯防止施策を推進し、犯罪をした者等が円滑に社会の一員として復帰できるようにすることで、県民が安全で安心して暮らせる社会を実現するため策定します。

2 計画の位置づけ

○再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画

再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づき、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を定めるものです。

○「第4次山形県総合発展計画」、「山形県地域福祉推進計画（第4期）」の個別計画として位置づけ、両計画と連動して進めていくものです。

3 計画に基づく再犯防止施策の対象者

「罪を犯した者等」のうち支援が必要な者とします。

この場合、「罪を犯した者等」は、「起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設（刑務所・少年院）出所者、非行少年若しくは非行少年であった者」を指します。

4 計画の期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

■ この計画は、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念を共有し、各施策の推進によりSDGsの達成に貢献していきます。関連するゴールは次の6つです。

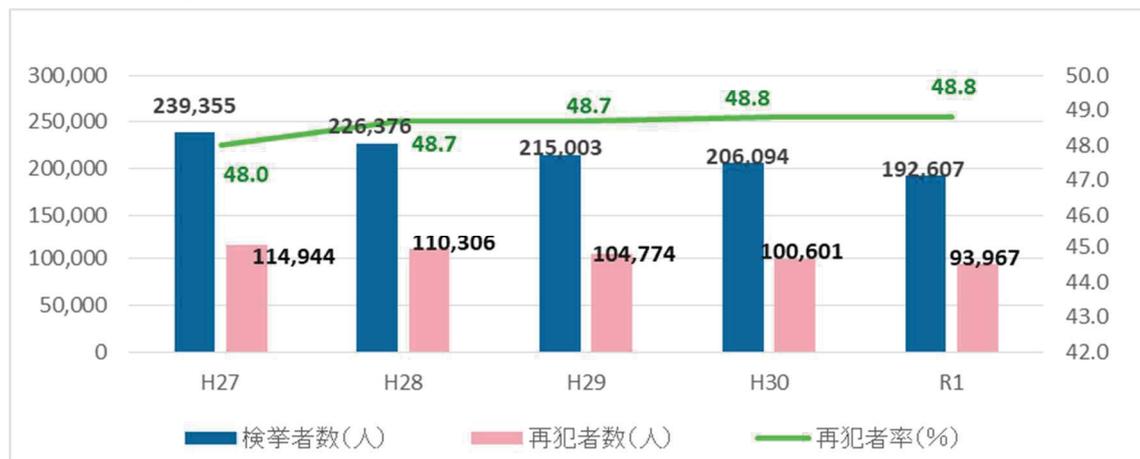


第2章 計画策定の背景

1 再犯者率等の推移

全国の刑法犯により検挙された再犯者は、平成18年の149,164人をピークに、その後は漸減状態にあり、令和元年には、93,967人となっています。一方で、初犯者の減少により、検挙者数もそれを上回るペースで減少しているため、再犯者率（検挙者数に占める再犯者数の割合）は5年間で0.8%上昇し、令和元年は48.8%となっています。

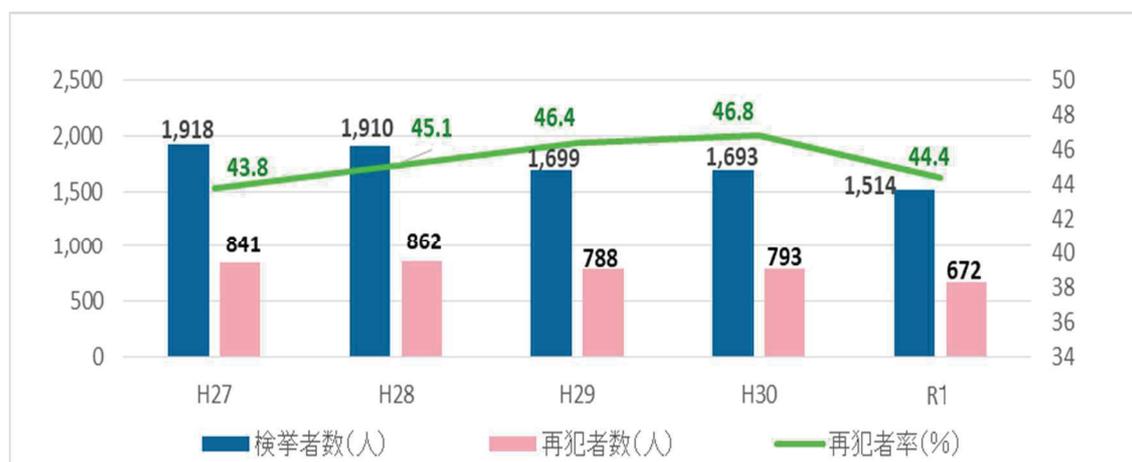
■全国における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移〈法務省〉



本県の刑法犯により検挙された再犯者は、平成27年の841人から令和元年の672人に減少しています。全国と同様、刑法犯検挙者がそれを上回り減少しており、再犯者率は年々上昇していましたが、令和元年は減少し44.4%となっています。

再犯者率は、全国より低いものの依然として、刑法犯検挙者のうち約4割以上が再犯者となっています。

■山形県における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移〈法務省〉



2 犯罪に関する現状

(1) 犯罪者の状況

① 刑法犯の犯罪種別

令和元年に県内で検挙された刑法犯 1,514 人のうち、凶悪犯（殺人、強盗等）は 11 人、粗暴犯（暴行、傷害、脅迫、恐喝等）は 621 人、窃盗犯は 656 人、知能犯（詐欺、横領等）は 92 人、風俗犯（わいせつ罪等）は 23 人、その他（住居侵入、器物損壊等）が 111 人となっています。

刑法犯検挙者数は減少しており、特に窃盗犯の減少幅が大きくなっています。

■ 山形県の罪種別刑法犯検挙人員の比較 〈山形県警察〉

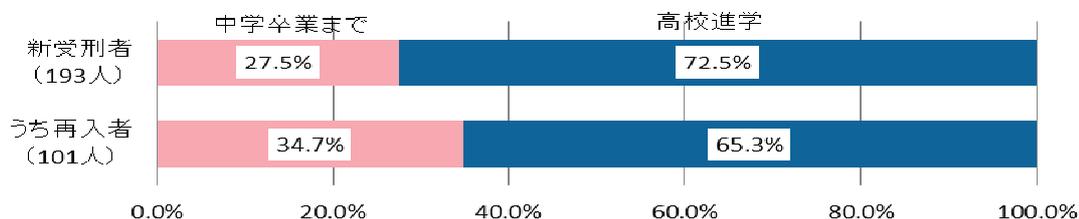
罪種	区分	山形県		
		H29	H30	R1
刑法犯総数		1,699	1,693	1,514
凶悪犯		17	13	11
粗暴犯		593	664	621
窃盗犯	侵入窃盗	40	39	39
	乗り物盗	41	33	26
	非侵入窃盗	767	732	591
知能犯		96	92	92
風俗犯		21	21	23
その他の刑法犯		124	99	111

② 犯罪者の高校進学率

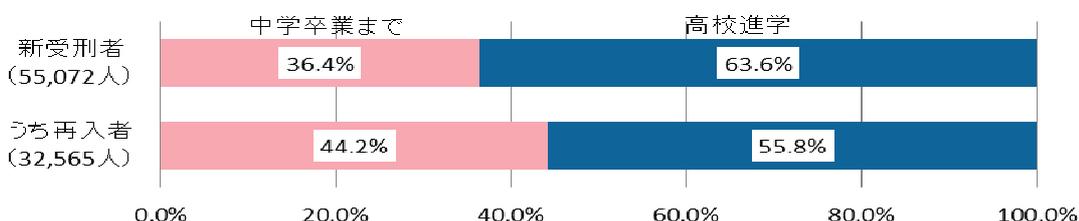
本県では、高校進学率が 98% を超え、中学校卒業生のほとんどが高等学校に進学する状況にあります。一方で、平成 29 年から令和元年までの本県に居住していた「新受刑者」（新たに刑務所等に入所した受刑者）の高校進学率は 72.5% となっており、このうち「再入者」の高校進学率は 65.3% とさらに低くなっています。

全国においても同様の傾向にあり、新受刑者の高校進学率は、63.6%、このうち再入者高校進学率は、55.8% となっています。

■ 山形県における入所受刑者の犯罪時の高校進学率（H29～R1 の合計）〈仙台矯正管区〉



■ 全国における入所受刑者の犯罪時の高校進学率（H29～R1 の合計）〈仙台矯正管区〉



(2) 再犯に係る状況

①高齢者の再犯の状況

本県における平成 29 年から令和元年までの高齢受刑者（65 歳以上）の再入者率（受刑者のうち再犯者の割合）は 60.9%であり、非高齢者の再入者率 49.7%に比べて 11.2 ポイント高くなっています。

全国においても同様の傾向にあり、非高齢者の再入者率 57.3%に対し、高齢者再入者率は 72.2%と、14.9 ポイント高くなっています。

■山形県における高齢者の再入者率の比較〈仙台矯正管区〉

山形県	H29	H30	R1	合計
非高齢者新受刑者(人) (A)	55	36	56	147
うち再入者(人) (B)	26	16	31	73
非高齢者再入者率 (B/A)	47.3%	44.4%	55.4%	49.7%
高齢者新受刑者(人) (C)	25	9	12	46
うち再入者(人) (D)	12	6	10	28
高齢者再入者率 (D/C)	48.0%	66.7%	83.3%	60.9%

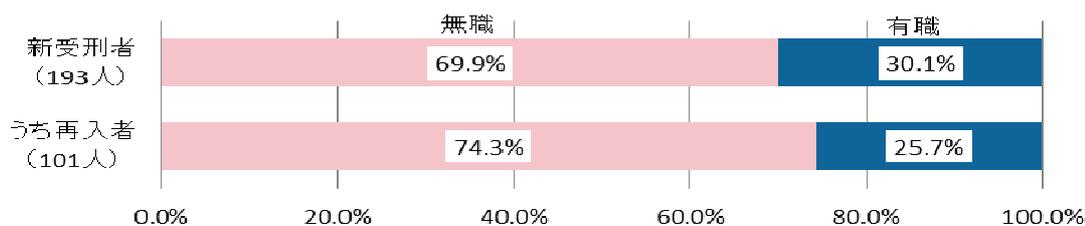
■全国における再入者率の比較〈仙台矯正管区〉

全国	H29	H30	R1	合計
非高齢者新受刑者(人) (A)	17,058	16,050	15,212	48,320
うち再入者(人) (B)	9,849	9,270	8,572	27,691
非高齢者再入者率 (B/A)	57.7%	57.8%	56.4%	57.3%
高齢者新受刑者(人) (C)	2,278	2,222	2,252	6,752
うち再入者(人) (D)	1,627	1,632	1,615	4,784
高齢者再入者率 (D/C)	71.4%	73.4%	71.7%	72.2%

②再犯時の就労状況等

平成 29 年から令和元年までの犯罪時に山形県に居住していた新受刑者のうち 69.9%が無職者となっています。このうち、再入者に占める無職者の割合は、74.3%となっており新受刑者全体と比べて 4.4 ポイント高くなっています。

■山形県の新受刑者の就労状況 (H29～R1 の合計)〈仙台矯正管区〉



3 再犯防止に係る状況

(1) 再犯防止に係る支援施策の状況

犯罪をした者の社会復帰を支援する政府の施策は、保護観察等刑事司法手続きが中心で、満期出所者等刑事司法手続きを離れた者への支援策は少ない状況です。

■再犯防止に係る支援施策の状況

		満期釈放	仮釈放
高齢者又は障がいのある者等福祉的支援が必要な者	矯正施設収容中	特別調整(※1)	生活環境の調整(※2)
	矯正施設出所後	特別調整に基づくフォローアップ	保護観察による指導監督や補導援護
上記にあたらない者	矯正施設収容中	生活環境の調整	生活環境の調整
	矯正施設出所後	特別な支援はなく、一般の行政サービスの提供のみ	保護観察による指導監督や補導援護

更生緊急保護について

満期釈放者、起訴猶予者等、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた人で、親族からの援助や公共の衛生福祉に関する機関等の保護を受けられない等により援助や保護が必要な場合には、本人の申し出に基づいて、原則として6か月を超えない範囲で、更生緊急保護の措置を受けることができます。

(※1) 特別調整

矯正施設及び保護観察所において、高齢者又は障がいを有する者で、かつ、適当な帰住先がない受刑者等について、釈放後速やかに、必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするため、適当な帰住先の確保を含め、出所後の福祉サービス等について調整するもの

(※2) 生活環境の調整

刑事施設や少年院などの矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先など帰住環境等を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放等の審理の資料等にするとともに円滑な社会復帰を目指すもの

(2) 保護司の状況

山形県の保護司定数 666 人に対する保護司の数は 630 人、充足率は 94.6%で、全国の保護司充足率 89.1%と比べて高くなっています。

保護司の平均年齢は、全国では横ばいであるのに対して、山形県の平均年齢は上昇傾向にあります。

■山形県の保護司の人数、充足率の推移（各年1月1日）



■保護司の平均年齢

	平成 29 年 9 月	平成 30 年 8 月	令和元年 8 月
山形県平均	65.2 歳	65.3 歳	65.4 歳
全国平均	65.2 歳	65.2 歳	65.2 歳

(3) 協力事業主の状況

山形県の協力事業主（※）は、令和元年 10 月 1 日現在 384 社で、前年から 6 社増えています。そのうち、実際に雇用している協力事業主は前年より大幅の増加したものの 15 社にとどまっています。

■山形県の協力事業主の状況

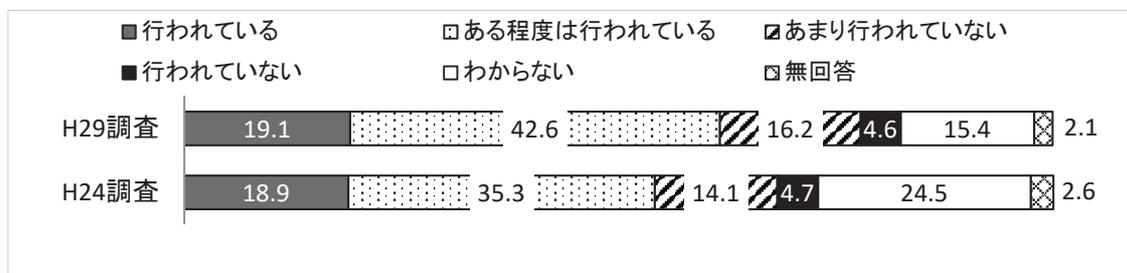
	平成 31 年 4 月 1 日現在			令和元年 10 月 1 日現在		
	協力事業主数	うち実際に雇用している協力事業主数	協力事業主に雇用されている出所者数	協力事業主数	うち実際に雇用している協力事業主数	協力事業主に雇用されている出所者数
山形県	378	6	8	384	15	20
全 国	22,472	945	1,473	23,316	1,556	2,231

※犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主

(4) 地域のつながり

地域における住民同士の助け合いや支え合い等の活動状況について、平成 29 年に県内在住の満 20 歳以上の男女・個人 2,500 人を対象に実施したアンケート調査によると、「行われている」（19.1%）と「ある程度は行われている」（42.6%）を合わせた『行われている』は、61.7%（H29）となり、前回（H24）と比べ 7.5 ポイント上昇しています。

■地域における住民同士の助け合いや支え合い等の活動状況（H29 県政アンケート調査）



4 本県で実施した「地域再犯防止推進モデル事業」の実施状況

再犯防止の取組みの中で、福祉サービスの支援の対象とならない満期出所者への支援のあり方について検討するため、国（法務省）のモデル事業を活用して、満期出所者等の出所後の支援ニーズの把握を行うとともに、その社会復帰支援等の取組みを実施しました。

（１）支援ニーズの把握について

満期釈放予定者の中には、「特別調整」による支援もなく、釈放後の生活に不安を抱えながら出所する者が多くいます。

満期出所者等の支援ニーズの把握等を行うため、以下によりアンケート形式の調査（令和元年度再犯防止推進モデル事業実態調査）を実施しました。

①実態調査の概要

（ア）調査対象者

以下のすべての条件を満たす者を対象とする。

- （１）調査期間中に仙台矯正管区内の矯正施設に入所していること（少年院を除く）
- （２）特別調整を行っていないこと
- （３）刑期終了日が令和元年10月1日から令和3年3月31日までであること
- （４）山形県内への帰住を希望していること

（イ）調査方法

仙台矯正管区から管区内刑務所に調査対象者へのアンケート調査を依頼。上記の調査対象者に「アンケート用紙」を配付し、回答を得る。

（ウ）調査期間

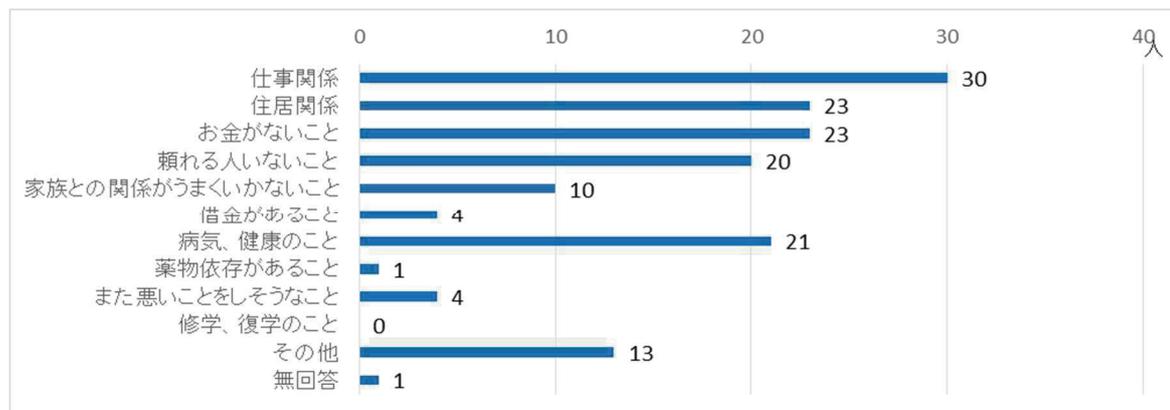
令和元年8月1日（木）から令和元年8月20日（火）まで

（エ）回答数 45人

②実態調査結果の概要

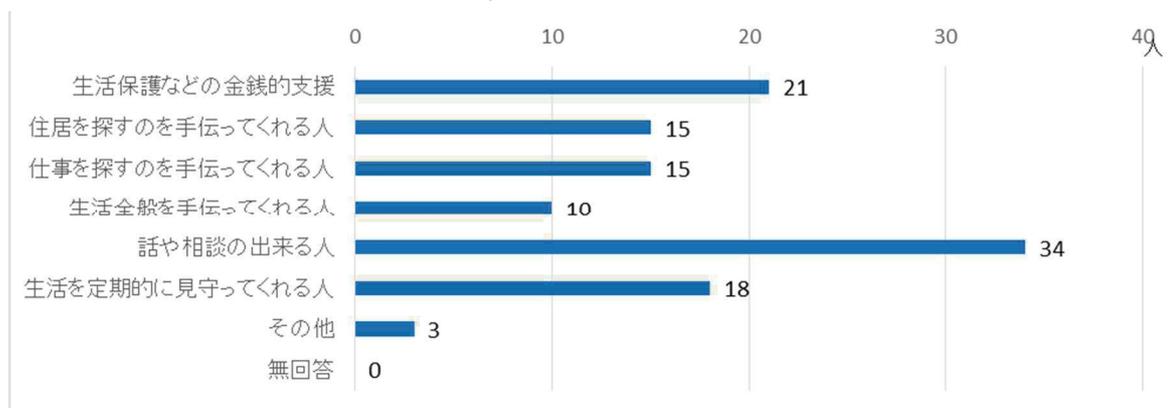
（ア）地域社会復帰にあたり不安に感じること

「社会復帰に際して不安なこと」は、「仕事関係」が30人で66.7%と最も多く、「住居関係」・「お金がないこと」がいずれも23人で51.1%となっています。



(イ) 社会に戻った後、再び犯罪をせずに自立した生活を送るために必要なこと

社会に戻ったあと、再び犯罪をせずに自立した生活を送るために必要なことについては、「話や相談できる人」という回答が 34 人で 75.6%と最も高く、「金銭的支援」が 21 人 (46.6%)、「住居」・「仕事」探しの支援が必要と回答した方は 15 人 (33.3%) となっています。



(2) 満期出所者等の社会復帰支援について

(1) の調査の結果、就労や住居の確保などの支援が必要と認められる者に対し、矯正施設入所中から出所後の生活環境調整を行い、出所後の地域生活への移行を支援しました。

支援にあたっては、帰住地市町村において、地域生活定着支援センターが中心となり、行政、警察、福祉関係者による「再犯防止のための連絡会議」が開催され、支援対象者の状況等に関する情報共有や見守りなどの具体的な支援活動なども行われています。

ただし、支援にあたって必要な個人情報の取り扱いについて、今後、矯正施設や保護観察所等と緊密に連携し、情報の共有のあり方などについて検討していく必要があります。

再犯防止のための連絡会議の開催状況（令和2年10月時点）

開催状況	上山市 令和2年2月12日以降2回開催 山形市 令和2年6月18日以降2回開催 米沢市 令和2年7月6日以降2回開催 天童市 令和2年7月21日以降2回開催 鶴岡市 令和2年8月25日開催
主な構成メンバー	市町村（福祉担当、住宅部門等）、保護観察所、市町村社協、民生委員児童委員、地域包括支援センター、ハローワーク、警察署、地域生活定着支援センター、県 ほか必要に応じて保護司、医療機関、保健所など

1 基本方針

再犯防止推進法の基本理念や（国）再犯防止推進計画の基本方針を踏まえ、本県の実情に応じた、再犯防止施策を推進していくこととします。

【参考】

〈再犯防止推進法の基本理念（第3条）〉

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

〈（国）再犯防止推進計画の基本方針〉

- 1 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- 2 刑事司法手続き等のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- 3 犯罪被害者等の存在を十分認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- 4 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- 5 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

2 基本目標

犯罪や非行を行った人が再び過ちを犯さないようにするためには、社会から排除・孤立させず、地域全体で見守り、支え合いながら継続的な支援を行い、円滑な社会復帰につなげていくことが重要です。

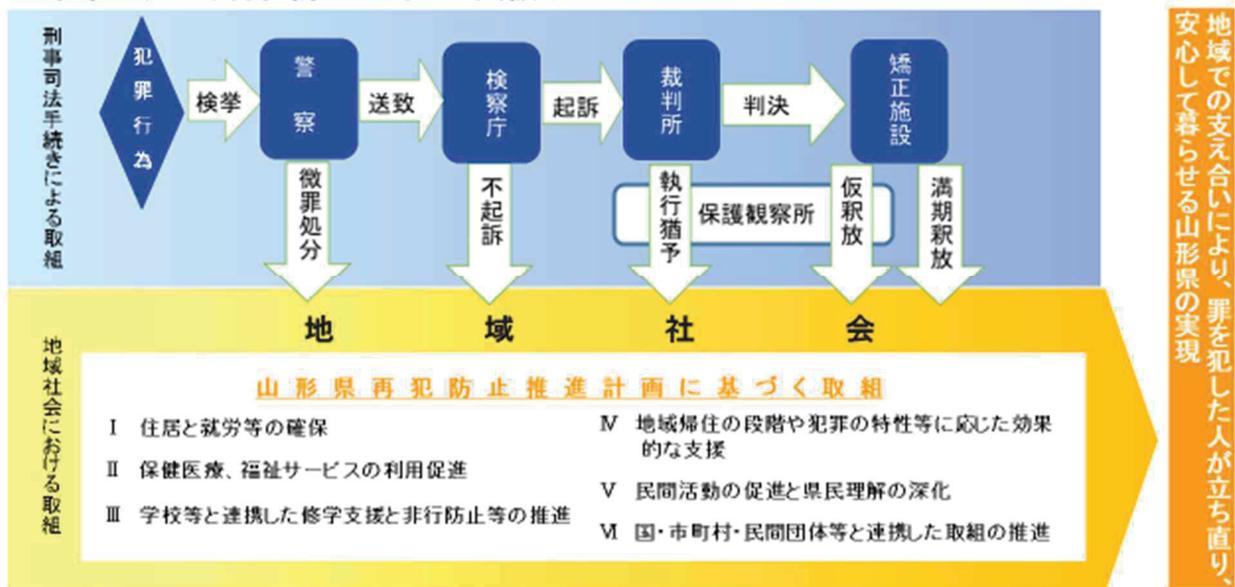
本県では、地域における住民同士の助け合いや支え合い活動等が活発に行われており、地域コミュニティ機能は本県の強みになっています。

こうした強みを活かし、刑事司法手続き等の段階に応じた適切な支援を行うことにより、生きづらさを抱え罪を犯した人誰もが立ち直り、犯罪がなく、県民が安心して暮らしていくことのできる山形県を目指します。

そのため、以下の基本目標を掲げ、市町村や関係機関と連携しながら、各施策を推進していきます。

地域での支え合いにより、罪を犯した人が立ち直り、安心して暮らせる山形県の実現

■本県における再犯防止に向けた支援イメージ



3 成果指標

計画最終年度（令和7年）における県内の刑法犯検挙者中の再犯者数を604人以下とすることとします。

〈成果指標設定の考え方〉

政府目標設定の考え方を踏まえ、直近値（令和元年）の刑法犯検挙者中の再犯者数672人から10%以上減少させる。

第4章 施策の柱と具体的施策

以下の6つの柱について、国、県、市町村、民間団体等がそれぞれの取組を共有化し、連携して進めていきます。

I 住居と就労等の確保

課題等

- 満期出所予定者が社会復帰にあたり、「仕事」「住居」に不安を感じており、不安感を解消するため、これらの支援を強化していく必要があります。
- 就労の場に加え、自分の役割を果たせる、社会参加を実感できる場が必要です。

1 住居の確保

【県の取組】

- 離職等により住宅を失った又は失うおそれのある生活困窮者に対し、住居確保給付金を一定期間支給し、安定した居住環境の確保を支援します。(地域福祉推進課)
- 矯正施設からの出所者等住宅確保要配慮者の入居を受け入れるセーフティネット住宅の登録件数を拡大するとともに、住宅確保要配慮者に対し賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援を行う居住支援法人や福祉機関と連携して、住宅確保要配慮者のセーフティネット住宅への円滑な入居に向けた取組を推進します。(建築住宅課)
- 市町村や地域の警察・更生保護関係者・福祉関係者などで構成する「再犯防止のための連絡会議」について、各市町村での設置を促し、犯罪をした者等や家族が抱える住居や就労の場の確保などの課題を多機関で連携して対応し、地域での見守りやきめ細やかな相談対応の体制を確保していきます。(地域福祉推進課)

【国の取組】

- 親族等のもとに帰住できない者の中間的・一時的住居を確保するとともに、一時的住居退所後に安定した生活基盤を確保できるように助言・指導、関係機関との調整などの支援を行います。(山形保護観察所)
- 保護観察対象者の帰住先が決定するまでの中間受け皿となる緊急的な住宅(自立準備ホーム)の拡大に向けて、関係者への働きかけを強化します。(山形保護観察所)

【民間団体の取組】

- 帰住先のない矯正施設等出所者に対して、保護観察所の委託を受けて、宿泊場所や食事を提供するとともに、就職指導や社会適応のための生活指導を行うことにより、円滑な社会復帰を支援します。(羽陽和光会)
- 社会復帰のために施設を退所した後も、必要に応じて訪問などのフォローアップを継続して行うことにより、地域への定着を支援します。(羽陽和光会)

2 就労や社会参加の促進

【県の取組】

- 就労が可能な生活困窮者や生活保護被保護者に対し、福祉事務所・自立相談支援機関等のケースワーカーや支援員が、ハローワーク等関係機関との連携のもと、就労情報の提供やハローワークへの同行訪問など就労に向けた支援を行い、自立につなげます。(地域福祉推進課)
- 生活困窮者に対し、自立相談支援機関の相談支援員や就労支援員が、個々の状況に応じた支援プランを作成し、就労等の支援につなげるほか、引きこもり状態であるなど社会との関わりに不安があり、すぐには一般的な就労が困難と思われる者に対して、対人関係の改善や生活習慣確立のための生活訓練、職業体験の実施など、就労準備として個々の課題に応じた基礎能力の形成に向けた支援を行い、自立につなげます。(地域福祉推進課)
- 市町村や地域の警察・更生保護関係者・福祉関係者などで構成する「再犯防止のための連絡会議」について、各市町村での設置を促し、犯罪をした者等や家族が抱える住居や就労の場の確保などの課題を多機関で連携して対応し、地域での見守りやきめ細やかな相談対応の体制を確保していきます。【再掲】 (地域福祉推進課)
- 高齢の矯正施設出所者等への見守り（声掛け・定期訪問等）活動を行う仕組みづくりとして、住民が主体となって行う生活支援活動や居場所づくりを全県的に広げ、その担い手により支援できる体制の構築を進めます。(長寿社会政策課)
- 農業者と障がい者施設との農作業のマッチング支援を行う「農福連携」を推進し、障がい者の就労機会の確保に取り組みます。また、農福連携の一層の推進を図るため、農業や福祉、法務、労働関係者で構成された東北地域農福連携推進連絡会において情報共有を図り、関係機関と連携した支援を行います。(障がい福祉課)
- 就職や職場定着等を支援する「若者就職支援センター」、生活支援から職業紹介までをワンストップで総合的に支援する「トータル・ジョブサポート」、若者の職業的自立を支援する「地域若者サポートステーション」を設置し、困難を有する若者から生活困窮者まで幅広く社会復帰を支援します。(雇用対策課)
- 建設工事の競争入札参加資格審査において、協力事業主として登録した上で「保護観察所における事業所見学会・職場体験講習の受入」を行った場合や「保護観察又は更生緊急保護対象者の雇用」を行った場合に山形県独自に評価点を付与し、保護観察者等の雇用を促進します。(建設企画課)
- 服役中の暴力団離脱希望者に面会し、離脱意志の確認及び就労支援の希望等に関する聴取を行い、保護対策等の必要な支援を行います。(警察本部組織犯罪対策課)

- 就労支援希望の暴力団離脱者に対し、山形県暴力追放運動推進センター及び就労支援団体等と連携した就労支援を行います。 (警察本部組織犯罪対策課)

【国の取組】

- 矯正施設出所者等の就労に対する意識を高めるためのセミナー開催、事業所の見学、職場体験等により、出所者等の就労に対する段階に応じた支援を行うとともに、身元保証人を確保できない出所者等への身元保証を行う団体への支援を行うなどの就労支援メニュー等を活用し、出所者等の就労支援を総合的に推進していきます。 (山形保護観察所)
- 矯正施設出所者等を雇用し、就労の継続に必要な技能や生活習慣等を取得させるための指導・助言を行った協力事業主に奨励金を支給します。 (山形保護観察所)
- 山形県商工会議所連合会や山形労働局、ハローワーク山形、山形刑務所、山形県就労支援事業者機構との連携のもと、「刑務所出所者等就労支援推進協議会」を毎年開催し、地域の広範な業界団体・企業の、出所者等就労支援に対する理解を深め、幅広い業種における就労の受け皿確保に向けた取組を推進します。 (山形保護観察所)

- 社会復帰後の就労に向けた職業訓練を実施するとともに、関係機関と連携し、出所者と出所者の雇用を希望する企業とのマッチングを図る「就労支援フェスタ」を実施するなど、就労支援を推進します。 (山形刑務所)

■職業訓練の様子 (山形刑務所)



- 刑務所や少年院の出所者等の就労の確保に向け、「コレワーク東北」（矯正就労支援情報センター）を設置し、事業主に対する雇用情報の提供や採用手続の支援、各種支援制度の案内等、事業主と出所者等をつなぐ取組を進めていきます。

（仙台矯正管区）

〈取組の紹介〉

コレワーク東北における受刑者を対象とした就労の確保への支援

コレワークでは、刑務所や少年院を出て地域社会に戻る人たちの就労の確保に向け、彼らを受け入れてくださる事業主と受刑者等をつないでいけるような取組を行っています。

【コレワークの主なサービス】

雇用情報提供サービス	採用手続支援サービス	就労支援相談窓口サービス
<ul style="list-style-type: none"> ○全国の受刑者・少年院在院者の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理 ○事業主の方の雇用ニーズにマッチする者を収容する矯正施設を紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ○求人に応募した者に係る採用手続に必要な情報を提供 ○採用面接の日程調整等に係る矯正施設との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業主の方に対する各種支援制度をご案内 ○事業主の方に対する矯正施設見学会、矯正展、職業訓練見学会をご案内



【雇用情報提供サービスの流れ】

```

    graph TD
      subgraph BusinessOwners [事業主等]
        BO[登録 受刑者等 専用求人]
      end
      subgraph Colework [コレワーク]
        CW[就業情報提供]
      end
      subgraph CriminalFacilities [刑事施設・少年院]
        CF[資格等の情報]
        CF2[○さん ○さん]
      end
      subgraph LocalBusinessHubs [事業所所在地 ハローワーク]
        LBH[情報提供]
      end
      subgraph LocalCorrectionalFacilities [矯正施設所在地 ハローワーク]
        LCF[求人情報の提供]
      end

      CF --> CW
      CW --> BO
      CW --> LBH
      CF2 --> LCF
      LCF --> CW
      CW --> LCF
  
```

【民間団体の取組】

- 刑務所出所者等を雇用する企業等に対して、健康診断の実施や作業着等の購入等に対する支援を行っていきます。 (山形県就労支援事業者機構)
- 県内企業等に対して、刑務所出所者等の雇用のための各種支援制度の情報提供や協力事業主の開拓等のための取組みを推進します。 (山形県就労支援事業者機構)
- 刑務所や少年院といった矯正施設出所者を採用する事業主のためのサポート拠点「コレワーク東北」と連携し、受刑者の出所後の就職先として受入れを進めていきます。 (山形県老人福祉施設協議会)
- 市町村社会福祉協議会や様々な団体、機関と連携し、高齢者、障がい者、児童、地域づくり、災害など地域生活すべてに関わるボランティア活動を支援し、参加希望者の相談にも応じます。 (山形県社会福祉協議会)
- 市町村社会福祉協議会において、寂しさや不安を抱えて暮らす方等が気軽に無理なく集える居場所として「ふれあい・いきいきサロン」づくりに取り組みます。 (山形県社会福祉協議会)

Ⅱ 保健医療・福祉サービスの利用促進

課題等

- 高齢者の再犯者率は高い傾向にあることを踏まえ、高齢や障がいがあるなど福祉的なケアが必要な方に対して、適切な福祉サービスの提供を支援することが必要です。
- 薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に薬物依存症の患者である場合も多く、薬物依存症からの回復に向けた治療や支援を継続的に行う必要があります。

1 高齢者や障がいのある者等への支援

【県の取組】

- 山形県地域生活定着支援センターにおいて、帰住先のない高齢・障がい者等で出所後に福祉的な支援が必要と考えられる矯正施設等出所予定者に対し、必要な福祉サービス等のニーズ把握や受入施設の斡旋、他県センターとの連絡調整などのコーディネートを行うほか、出所後の受入施設に対する福祉サービス等に関する助言などのフォローアップや、出所者本人または関係者からの相談に対する助言などの支援を行います。 (地域福祉推進課)

〈取組の紹介〉

山形県地域生活定着支援センターにおける関係機関と連携した支援

山形県地域生活定着支援センターでは、県の委託を受け、頼れる身寄りもなく、住居が確保できないなど社会復帰が困難な高齢・障がい者等の社会復帰を支援しています。

出所後の住居がなく、高齢または障がいにより福祉的支援が必要な場合は、保護観察所が「特別調整」として認める者について、入所中から生活環境の調整を行い、家族等の状況やニーズに応じて保護観察所や刑務所と連携して支援を行います。具体的には、帰住予定地の市町村、包括支援センター、相談支援事業所、福祉施設等と、出所後、円滑に福祉サービスなどが利用できるよう、受入先施設等の調整や福祉サービス利用等に必要手続きのコーディネート業務を行うほか、出所後のフォローアップ業務、相談支援等を行い、地域への定着を支援します。

地域で生活できるようにするための環境整備に加え、支援者の拡大を目的とした研修や市町村における支援体制構築など多機関とネットワークづくりを進めています。

- 低所得者、要保護者など生計困難者が、無料または低額な料金で診療を受けることのできる医療機関について、県のホームページへの掲載や生活困窮者相談窓口等でのパンフレットの配布により、積極的に周知していきます。 (地域福祉推進課)

- 一般的な高齢者のみならず、高齢の矯正施設出所者等からの相談についても対応できるよう、高齢者に対するワンストップの相談窓口である市町村地域包括支援センター職員の資質向上に向けて、新任者や現任者に対する研修会等を実施し、必要なスキルの習得・向上を図ります。（長寿社会政策課）
- 必要な人が成年後見制度を利用できるような環境をつくるため、市町村職員等を対象とした研修会の開催や関係団体との協議会の開催等の取組を実施し、市町村の取組を支援します。（長寿社会政策課）
- 高齢の矯正施設出所者等への見守り（声掛け・定期訪問等）活動を行う仕組みづくりとして、住民が主体となって行う生活支援活動や居場所づくりを全県的に広げ、その担い手により支援できる体制の構築を進めます。【再掲】（長寿社会政策課）
- 県内各保健所において、医療の継続や地域での生活継続に支援が必要な精神障がい者やその家族からの相談に応じ、関係機関（保護観察所、医療機関、市町村、障がい福祉サービス事業所等）へつなぐなどの支援を行います。（障がい福祉課）
- 多様で複合的な課題を有する生活困窮者に対し、支援の入り口である相談支援において、就労、傷病、障がい、住居、家計など相談者の抱える様々な課題を把握したうえで、状況に応じて住居確保給付金・就労準備支援・家計改善支援・子どもの学習生活支援等のほか、高齢者・障がい者・児童等各支援機関との連携やその他社会資源の活用等により包括的な支援を行います。（地域福祉推進課）
- 生活保護被保護者に対し、福祉事務所のケースワーカーが定期的な訪問調査等により生活状況や課題等の把握を行い、利用可能な福祉サービスや支援制度、社会資源の活用等について助言・指導を行うことで、自立や生活の安定に向けた支援を行います。（地域福祉推進課）

【国の取組】

- 認知機能・身体機能の低下が認められる高齢受刑者に対し、関係機関の協力を得て、介護予防体操や認知機能低下予防の脳トレを実施するとともに、これらのトレーニングに参加が困難な者に対しては、介護福祉士等による機能訓練を行います。（山形刑務所）

【民間団体の取組】

- 緊急かつ一時的に生計の維持が困難な者に10万円以内の生活費（緊急小口資金）の貸付を行う生活福祉資金貸付制度について、経済的支援を必要とする出所者等が適正に利用できるよう支援します。（山形県社会福祉協議会）

- 判断能力が不十分な認知症等の高齢者や知的障がい者、精神障がい者などに、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行い、自立した地域生活が送れるように支援します。
(山形県社会福祉協議会)
- 民生委員・児童委員の活動において、常に住民の立場に立ち、様々な生活課題を抱える地域住民に寄り添い、相談援助活動を行います。
(山形県民生委員児童委員協議会)
- 民生委員・児童委員の活動において、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯などの生活困窮者世帯、ひきこもりの支援や矯正施設出所者等への支援など見守り活動を行い、孤立防止や、必要に応じた福祉制度へのつなぎ役としての役割を担います。
(山形県民生委員児童委員協議会)
- 市町村や関係機関との連携により、生活環境や経済的に困窮した高齢者を養護し社会復帰させる養護老人ホームや、原則要介護3以上の高齢者に身体介護や生活支援を提供する特別養護老人ホーム、日帰りで身体機能の維持・向上を目指し、機能訓練や他の利用者との交流により社会的孤立感の解消や認知症予防を図るデイサービスなど支援が必要な方の状況に応じて、適切なサービスを提供します。
(山形県老人福祉施設協議会)
- 知的障がいのある矯正施設出所者等の受け入れにあたり、将来を見据えた適切な支援が行えるよう、職員の研修会参加促進等による理解の深化や、山形刑務所刑務官の実務修習受け入れ等の関係機関との連携、協力を進めます。
(山形県知的障害者福祉協会)
- 行政や病院・他の福祉関係と連携を図り、入所者の状況に応じた適切な福祉サービスを提供するとともに、生活の基盤を整え、矯正施設出所者等が地域で再び生活するための支援を行います。
(山形県救護施設連絡協議会)
- 罪を犯した者が孤独や孤立、居場所がないなどにより再び罪を犯すことのないよう、地域で高齢者が主体的に行っている「生活を豊かにする楽しい活動」と「地域を豊かにする社会活動」の中で、見守り寄り添うなどの支援活動を行います。
(山形県老人クラブ連合会)
- 福祉施設等の利用者の権利を守るため、電話や来所による権利擁護に関する相談を受け、関係機関等へつなぐ相談援助を行います。
(山形県社会福祉士会)

2 薬物等依存を有する者への支援

【県の取組】

- 薬物に関する相談窓口を県内各保健所の医薬事担当に設置し、薬物乱用に関する困りごとについて相談に応じ、相談者が必要な支援を受けられるよう関係機関と連携を図ります。
(新型コロナワクチン接種総合企画課)
- 県内各保健所の精神保健相談窓口及び精神保健福祉センターにおいて、薬物等の依存症患者及びその家族からの相談に応じ、必要に応じて、来所相談や医療機関へつなぐなどの支援を行います。
(障がい福祉課)
- 精神保健福祉センターにおいて、精神科医や専門職による依存症相談会を実施します。また、依存症患者の家族への正しい知識と適切な対応を学ぶ機会として依存症家族教室を開催します。
(障がい福祉課)
- 地域で依存症の専門医療を提供する医療機関を依存症専門医療機関として選定し、専門性の高い医療の提供と相談機関や民間団体と連携した依存症患者への支援の取組を推進します。
(障がい福祉課)

【国の取組】

- 薬物事犯で保護観察となった者に対し、薬物再乱用防止プログラムの実施や、任意の簡易薬物検出検査の実施、保護観察期間満了後を見据えた、地域の依存症自助グループや精神科病院での回復プログラムにつなげるよう努めること等により、本人の薬物依存症からの回復を支援し、再発の防止を図ります。
また、関係機関による地域支援連絡会議を開催し、回復支援のネットワークを強化します。
(山形保護観察所)
- 薬物依存の認識及び薬物使用の問題を理解させた上で、断薬への動機づけを促進するとともに、カウンセラーや民間団体（ダルク等のミーティング）の協力を得ながら、再使用に至らないための知識及びスキルを習得させるための指導を行います。
(山形刑務所)

【民間団体の取組】

- 医療機関や関係機関と連携し、施設利用者が共同生活をしながらグループミーティング等を行う「回復プログラム」を実践するとともに、依存者等に対する通院調整等の治療サポートを行い、利用者の薬物等依存からの脱却による社会復帰を支援します。
(鶴岡ダルク)

■薬物依存離脱プログラム（認知行動療法）（鶴岡ダルク）



- 矯正施設等入所中又は、保護観察中の薬物事犯者に対し、薬物依存離脱指導（ミーティング）や個別面談等により、出所後円滑に社会生活を送るための助言等を行うとともに、医療機関との連携による薬物乱用防止プログラムを実施します。
(鶴岡ダルク)
- 薬物問題を抱える本人や家族の相談対応や家族等に対する支援を実施するとともに、薬物依存の改善に関する医療や援助が適切に確保されるよう地域の援助機関として、医療機関や関係機関、民間支援団体との連携を進めます。
(鶴岡ダルク)
- 薬物乱用防止に向け、学校や関係機関等で講演を行うなどにより、普及啓発に取り組めます。
(鶴岡ダルク)

Ⅲ 学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進

課題等

- 再犯者の高校進学率が低い傾向があることなどから、適切な学習機会の提供が重要です。
- 児童生徒の問題行動を早期に発見し、非行を未然に防止するためには、学校や地域の様々な関係団体による非行未然防止の取組を一層充実させていく必要があります。

1 児童生徒の非行の未然防止

【県の取組】

- 「「大人が変われば子どもも変わる」県民運動」や「“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動」による各種啓発活動のほか、関係団体・事業者等が集まるセミナーや会議等を開催し、非行防止に向けた気運醸成と環境整備を推進していきます。
(若者活躍・男女共同参画課)
- 県内全中学校にスクールカウンセラー及び教育相談員を配置することで相談体制の充実を図り、問題行動等の未然防止や早期発見、初期対応を的確に行っていきます。
(義務教育課)
- 県内4教育事務所に青少年指導担当とエリアスクールソーシャルワーカーを配置し、各学校等の要請に応じて、非行防止に関する助言や、問題行動等の未然防止に関する講演等を実施します。
(義務教育課)
- 各教育事務所、県教育センター、義務教育課の担当による生徒指導担当指導主事会議に県警察本部からオブザーバーとして招き、非行防止等について協議を行うなど、連携を進めます。
(義務教育課)
- 児童生徒の育成に関わる関係部署や警察等により構成される青少年健全育成月例懇談会などを通して、生徒指導上の諸課題及び対応等に係る情報を関係機関と共有し、共通理解のもとで、指導していきます。
(義務教育課、高校教育課)
- 「山形県いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめ問題等に適切に対応し、ネットモラル教育を推進するなど、生徒が良好な人間関係を構築し、安心して学校生活を過ごすことができるようにします。
(高校教育課)
- 退学する生徒に対し、その後の非行を未然に防止するため、高等学校卒業程度認定試験や就職・就労等に関する情報提供を行います。
(高校教育課)

- 過去に非行少年として関わりがあり、周囲の環境や自身に問題を抱え、再び非行に走りかねない可能性があると思われる少年を対象として、保護者からの同意のもと、継続的な指導や助言などにより、少年の立ち直りを支援します。

(警察本部人身安全少年課)

【国の取組】

- 山形少年鑑別支所に併設している「やまがた法務少年支援センター」において、非行・犯罪の防止に関する専門的な知識や技術を活用して支援を行う地域援助として、学校や各種関係機関への非行や子育ての問題についての説明や青少年に対する教育・指導方法についてのコンサルテーションを行います。
(仙台少年鑑別所山形少年鑑別支所)
- 「やまがた法務少年支援センター」では、児童や生徒の年齢等に合わせて、少年事件の手続きの流れ、非行・犯罪（薬物乱用、暴力、万引）を防止する法教育を行います。
(仙台少年鑑別所山形少年鑑別支所)
- 「やまがた法務少年支援センター」では、非行・犯罪行為、親子関係、職場や学校などでのトラブル、交友関係の悩みなどの相談に対応します。
(仙台少年鑑別所山形少年鑑別支所)
- 相談内容に応じ、性格検査や適性検査など、様々な心理検査の中から適当な検査の実施や性非行防止プログラムや暴力防止プログラムなどを用いた非行・犯罪行為を防止する働きかけを行います。
(仙台少年鑑別所山形少年鑑別支所)

【民間団体の取組】

- 各地域の実情等を踏まえた、子どもの登下校時の見守り活動等を通して、青少年の非行防止、健全育成に向けた取組を支援します。
(山形県更生保護女性連盟)
- 非行防止活動を行う青年ボランティア団体として、非行少年等さまざまな立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援します。
(山形県BBS連盟)

2 学校や地域社会と連携した修学支援

【県の取組】

- 小中学校の生徒指導担当教員を対象とした、いじめ・不登校防止連絡協議会を各教育事務所で年2回開催し、専門的な知見を持つ講師等による講演や演習、協議等を通して、教員の指導力向上や授業改善等を図ります。(義務教育課)
- 新たな不登校を抑制するため、児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」の取組を行う「魅力ある学校づくり」を実施し、児童生徒の理解を深め、生徒指導の充実を図ります。(義務教育課)
- 問題行動や不登校、児童虐待への対応及び未然防止等に向け、警察や児童相談所、市町村の福祉部局等と連携を強化し、迅速な相談や対応を行い、一人ひとりに応じた指導・支援による児童生徒の健全育成を推進します。(高校教育課)
- 高等学校等を中途退学した生徒に対して、「高等学校等修学支援金」等の授業料支援制度に基づき、その学び直しを支援します。(高校教育課)

【民間団体の取組】

- 山形保護観察所の委託を受け、主に青少年の保護観察対象者に対し、生活習慣の改善及び食生活の改善、各学校との連携による通学支援や学習支援等の活動を通してその更生を支援します。(東北青少年自立援助センター蔵王いこいの里)

IV 地域帰住の段階や犯罪の特性等に応じた効果的な支援

課題等

- 犯罪をした者等に対しては、刑事司法手続きの中で社会復帰支援を行っていますが、刑事司法手続きを離れた人に対しても、それぞれが抱える課題等を踏まえた支援が必要です。
- 性犯罪者や、再犯リスクが高い暴力団関係者など、対象者の特性に応じ、適切な指導・支援を継続的に実施する必要があります。

1 刑事司法手続きや地域帰住等の段階に応じた切れ目のない支援

【県の取組】

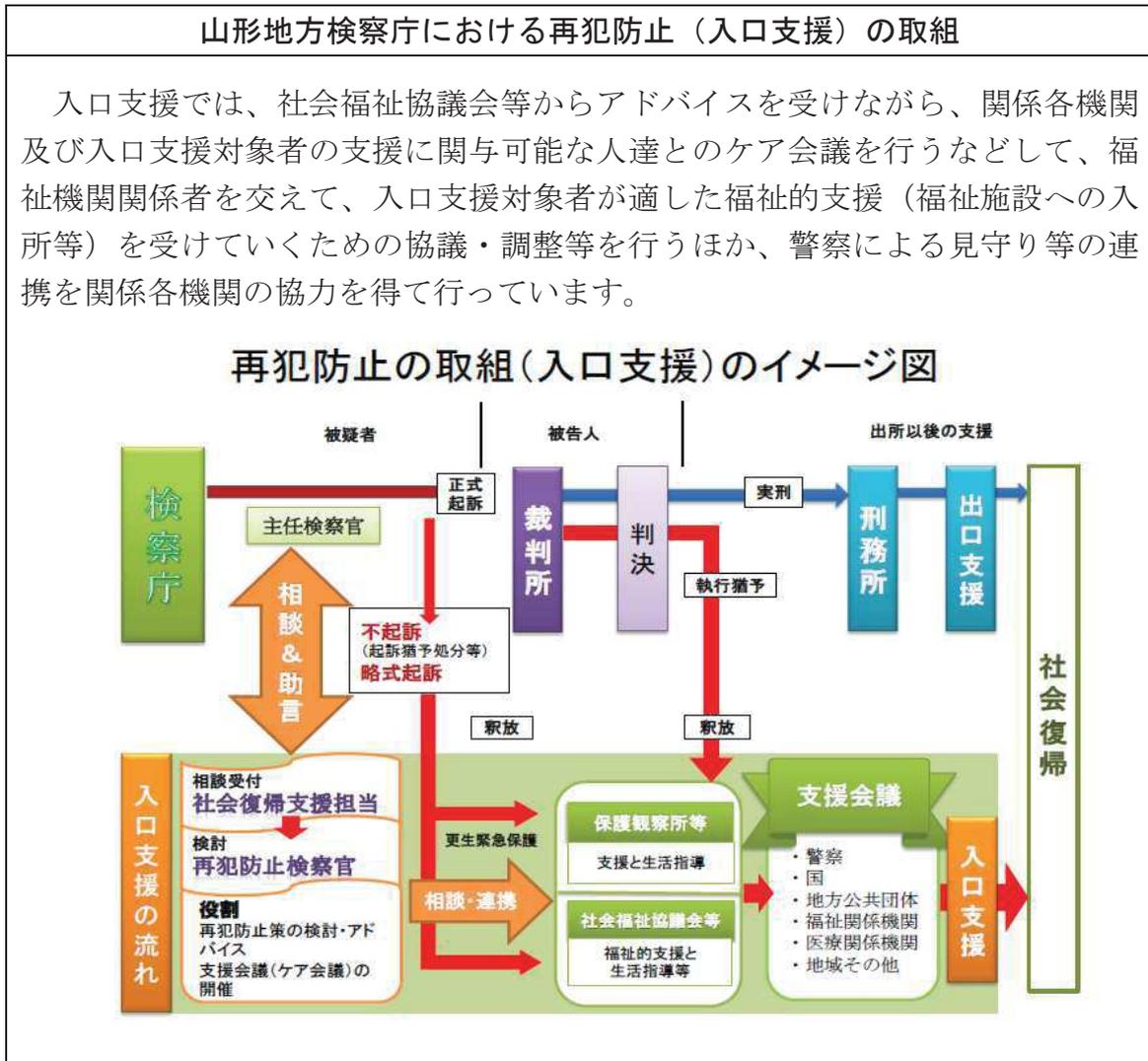
- 山形県地域生活定着支援センターにおいて、帰住先のない高齢・障がい者等で出所後に福祉的な支援が必要と考えられる矯正施設等出所予定者に対し、必要な福祉サービス等のニーズ把握や受入施設の斡旋、他県センターとの連絡調整などのコーディネートを行うほか、出所後の受入施設に対する福祉サービス等に関する助言などのフォローアップや、出所者本人または関係者からの相談に対する助言などの支援を行います。【再掲】 (地域福祉推進課)
- 市町村や地域の警察・更生保護関係者・福祉関係者などで構成する「再犯防止のための連絡会議」について、各市町村での設置を促し、犯罪をした者等や家族が抱える住居や就労の場の確保などの課題を多機関で連携して対応し、地域での見守りやきめ細やかな相談対応の体制を確保していきます。【再掲】 (地域福祉推進課)

【国の取組】

- 山形県地域生活定着支援センターと連携し、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障がいのある者等が、矯正施設出所後に、福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設入所中から必要な調整を行い出所後の支援につなげる「特別調整」を行い、円滑な地域生活への移行を支援します。(山形保護観察所、山形刑務所)
- 矯正施設出所後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整える「生活環境調整」を行い、仮釈放等により保護観察処分を付された者について、犯罪をした者等が社会で健全な一員として更生するよう指導監督等を行う「保護観察」により、社会復帰を支援します。(山形保護観察所)

- 刑務所出所後の円滑な社会復帰を支援するため、受刑者の適性や健康状態、生活環境等に応じて、在所中、ハローワーク等関係機関と連携した就労支援や必要な医療や福祉サービスの利用に向けた手続き等の支援を行います。（山形刑務所）
- 不起訴処分や罰金刑等処分を受けた者のうち、家族等の適切な監督者もなく、更生のための生活指導や見守り、福祉的支援等を希望する者に対し、関係機関や支援機関等と連携し、「入口支援」を行います。（山形地方検察庁）

〈取組の紹介〉



【民間団体の取組】

- 刑務所等を出所したものの家族のもとに帰る旅費がない場合などは、一時的な生活費の援助等を行います。（山形県更生保護事業協会）
- 罪を犯した人が社会に戻ったときの生活環境の安定を目指し、刑事事件の弁護活動の一環として、公的な福祉制度につなげるなどの活動を行います。（山形県弁護士会）

- 個々の刑事事件を担当する弁護人の候補者の裁判所への推薦（国選弁護人の場合）や、弁護人の紹介（私選弁護人の場合）を行います。（山形県弁護士会）
- 犯罪被害者の家族を支援する「犯罪被害者家族支援センター」に弁護士を配置し、家族からの電話相談や面談相談を実施しており、加害者が立ち直るためには、受け入れる家族の協力が不可欠であることから、このセンターの取組を通して、家族への支援を行っていきます。（山形県弁護士会）

2 犯罪による社会への影響が大きい性犯罪者や再犯リスクの高い暴力団関係者等への効果的な指導

【県の取組】

- 服役中の暴力団離脱希望者に面会し、離脱意志の確認及び就労支援の希望等に関する聴取を行い、保護対策等の必要な支援を行います。【再掲】（警察本部組織犯罪対策課）
- 就労支援希望の暴力団離脱者に対し、山形県暴力追放運動推進センター及び就労支援団体等と連携した就労支援を行います。【再掲】（警察本部組織犯罪対策課）
- 性犯罪者の再犯を防ぐため、出所情報に基づき、警察本部と帰住予定地を管轄する警察署による出所者の所在確認等を実施しており、所在確認においては、警察官が対象者の同意を得た上で、定期的に自宅を訪問するなど直接面接する方法により、対象者の自制心、更生意欲の向上を促します。（警察本部人身安全少年課）

【国の取組】

- 保護観察対象者との面接、裁判関係資料等からの情報収集を踏まえて、再犯・再非行の誘発要因と改善更生を促進する要因などを理論的・実証的根拠に基づいて分析し、保護観察処遇の焦点と留意事項を明らかにするアセスメントツール、「CFP」（Case Formulation in Probation / Parole）を活用し、保護観察対象者の再犯防止、改善更生に向けて、適切かつ効果的な処遇方針を策定します。（山形保護観察所）
- 自己の性的欲求を満たすことを目的とした犯罪行為を繰り返すなどの問題傾向を有する保護観察対象者に対して、性犯罪者処遇プログラムを実施し、その問題性を改善するための処遇を適切に実施します。（山形保護観察所）
- 飲酒運転や暴力行為を繰り返す対象者に専門的処遇プログラムを実施するなど、その問題性に応じた指導の一層の充実を図ります。（山形保護観察所）

- 警察・暴力追放運動推進センター、矯正施設との連携を強化し、暴力団関係者に対する暴力団離脱に向けた働き掛けを強化するとともに、離脱に係る情報を適切に共有します。
(山形保護観察所)

- 犯罪をした者等に対して、「自らのした犯罪等の責任を自覚し、犯罪被害者等が置かれた状況やその心情等を理解させる」犯罪被害者等の心情伝達制度をより一層効果的に運用するとともに、しよく罪指導プログラムを実施するなど、犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等を充実します。
(山形保護観察所)

- 個人の資質、経歴、更生意欲などを調査して、円滑な社会復帰に必要な教育、指導（薬物依存離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労指導、アルコール依存回復プログラム、特殊詐欺事犯指導等）を行います。
(山形刑務所)

■改善指導の様子（山形刑務所）



V 民間活動の促進と県民理解の深化

課題等

- 満期出所者等は、社会に戻った後に、身近で相談できる人を求めており、周囲の方々の理解を深め、支援活動を促していく必要があります。
- 保護司等の高齢化が進んでいることや、保護司を始めとする民間ボランティアが減少傾向となっていることなどを踏まえ、再犯の防止等の活動について県民の関心と理解が深まるよう一層充実した広報・啓発活動を進める必要があります。

1 ボランティア等民間協力者の活動への支援

【県の取組】

- 長年にわたり犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に貢献し、その功績が顕著な保護司への表彰や更生保護事業功労者への知事感謝状の贈呈を行うなど、保護司等が意欲・やりがいを持って取り組む環境づくりを行います。（地域福祉推進課）
- 更生保護事業活動の充実に向けて、県内の更生保護関係者が一堂に会して開催される山形県更生保護大会への支援を行います。（地域福祉推進課）
- 県内の防犯ボランティア等を対象とした講習会を開催するなど犯罪の抑止及び未然防止のための地域における自主防犯活動を促進します。（消費生活・地域安全課）

【国の取組】

- 保護司、更生保護女性会会員、BBS会員等地域の安全・安心に寄与する活動を行う更生保護ボランティアの活動を促進するため、これらの方々に対する研修の充実を図るとともに、更生保護ボランティアが活動を円滑に行うために必要となる各種情報の収集及び提供を行います。（山形保護観察所）

【民間団体の取組】

- 犯罪、非行のない社会を築くため、保護司会や更生保護女性会、BBS会、協力事業主会、更生保護施設へ一時保護事業連絡助成事業による助成を行い、犯罪・非行の予防活動を推進します。（山形県更生保護事業協会）
- 保護司定例研修会や自主研修会を通して、再犯防止の自覚を深化させるとともに、保護観察所と連携しながら、各更生保護団体や各自治体と情報交換、連携協力を促すなど、犯罪時の立ち直りを地域で支える保護司活動を支援します。（山形県保護司会連合会）

- 地域における更生保護活動の拠点である「更生保護サポートセンター」を運営し、保護観察対象者との面接場所の提供や関係機関との地域ネットワークを活用した支援活動等を行います。
(山形県保護司会連合会)

■更生保護施設にて「ハンドベル演奏」(天童市更生保護女性会)

- 地域の犯罪予防活動と犯罪をした者や非行のある少年の更生支援活動を行うボランティア団体として、保護観察所や関係機関と連携し、刑務所入所者との座談会や更生保護施設への訪問等を行い、早期の安定した社会復帰を支援します。
(山形県更生保護女性連盟)



- 各地域の実情等を踏まえた、子どもの登下校時の見守り活動等を通して、青少年の非行防止、健全育成に向けた取組を支援します。【再掲】
(山形県更生保護女性連盟)

- 非行防止活動を行う青年ボランティア団体として、非行少年等さまざまな立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援します。【再掲】(山形県BBS連盟)

- 民生委員・児童委員の活動において、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯などの生活困窮者世帯、ひきこもりの支援や矯正施設出所者等への支援など見守り活動を行い、孤立防止や、必要に応じた福祉制度へのつなぎ役としての役割を担います。【再掲】
(山形県民生委員児童委員協議会)

2 広報・啓発活動の推進

【県の取組】【国の取組】【民間団体の取組】

- 犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、国・県・市町村・関係機関が連携し、「社会を明るくする運動」を推進します。
- 7月を「再犯防止啓発月間」として「社会を明るくする運動」と連動し、再犯防止等に係る理解の促進に向けた取組を進めます。

〈取組の紹介〉

官民連携による「社会を明るくする運動」の展開

毎年7月を強調月間として実施している“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。本県では、広く関係機関・団体で組織する山形県推進委員会（委員長：山形県知事）が官民連携により取り組んでおり、重点的に取り組んでいる事項は、以下の5項目です。

- (1) 犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、広く知ってもらい、理解を深めてもらうための取組
- (2) 保護司、更生保護女性会会員、BBS会員、協力雇用主（協力事業主）等の更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組
- (3) 犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に支え手として加わってもらうための取組
- (4) 民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組
- (5) 犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組

なお、再犯の防止等の推進に関する法律において、同じく7月が「再犯防止啓発月間」とされていることから、この運動と連携し、再犯防止啓発活動を推進していきます。

■「社会を明るくする運動」オープニングセレモニー



VI 国・市町村・民間団体等と連携した取組の推進

課題等

- 地域における関係者が連携して支援する取組が効果をあげている事例もあり、こうした取組をさらに拡大していく必要があります。
- 具体的な支援については、市町村が行う各種行政サービスを通じて行われることが多いと考えられることから、市町村や地域の関係者が連携して取り組む必要があります。

1 国・市町村・民間団体等との連携強化

【県の取組】

- 県や国の法務関係機関、民間の更生保護団体、福祉関係団体等で構成する山形県再犯防止推進協議会の開催により、再犯防止に係る取組み状況や課題を共有し、今後の取組み等を協議することで、関係機関が連携して再犯防止に取り組めます。
(地域福祉推進課)
- 県内4地域に、山形県地域生活定着支援センターを中心とした、保護観察所や市町村、福祉事業所等と「地域生活定着支援ネットワーク」を構築し、福祉事業所等地域における支援者の拡大を図るとともに、高齢又は障がいにより支援を必要とする矯正施設出所者等を円滑に福祉サービス等につなげます。
(地域福祉推進課)

【県の取組】【国の取組】【民間団体の取組】

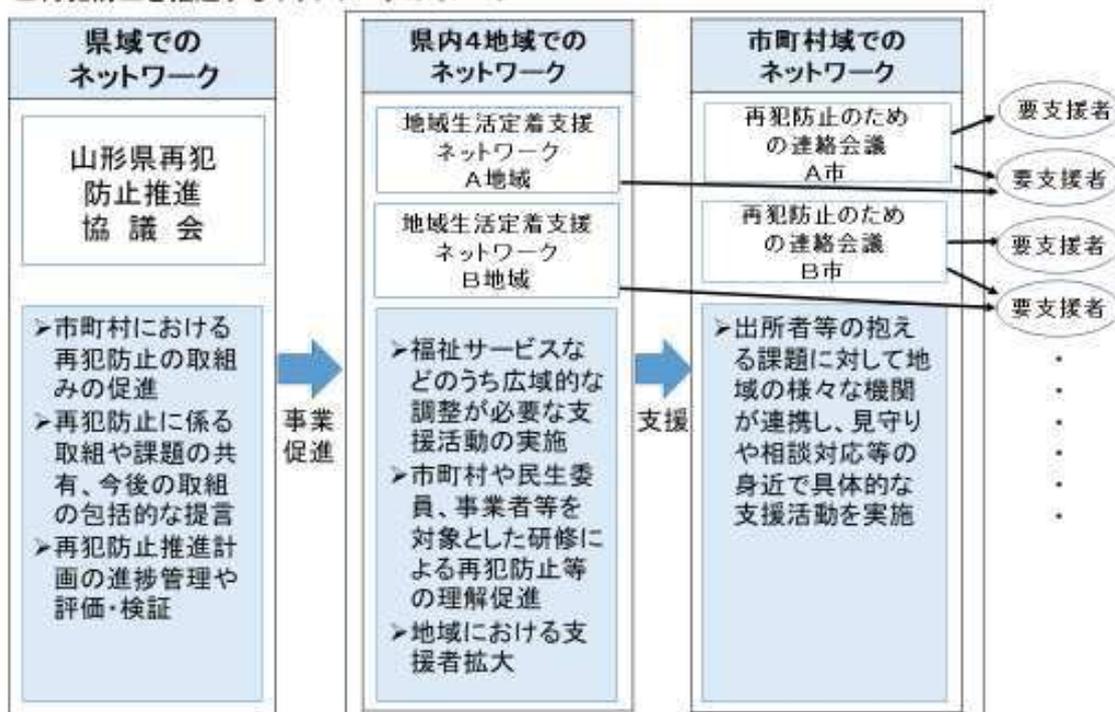
- 犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、国・県・市町村・関係機関が連携し、「社会を明るくする運動」を推進します。【再掲】

2 市町村や地域における取組の促進

【県の取組】

- 市町村に対し、山形県再犯防止推進協議会へオブザーバーとして参加を呼びかけるなどにより、市町村における地方再犯防止推進計画の策定及び地域での再犯防止の取組を促進します。(地域福祉推進課)
- 市町村や保護司など地域の様々な機関が連携し、地域での見守りやきめ細やかな相談対応を行う体制を確保する「再犯防止のための連絡会議」の設置を促進していきます。(地域福祉推進課)
- 県内4地域において福祉サービスへの円滑な移行を行うため、山形県地域生活支援センターを中心に、市町村や地域内の福祉事業所など支援者に対して、事例に基づく支援内容等に関する研修会を開催するなど、福祉サービスへの円滑な移行を行うための地域全体の支援スキルの向上に支援します。(地域福祉推進課)

■再犯防止を推進するネットワークのイメージ



1 推進体制

(1) 山形県再犯防止推進協議会

計画の推進にあたっては、地域の様々な機関が連携・協力しながら再犯防止の施策を推進する必要があります。そのため、国の機関や更生保護団体、関係団体等で構成する「山形県再犯防止推進協議会」を設置し、関係機関が連携しながら本県の実情に応じた再犯防止の取組を総合的・計画的に推進します。

(2) 山形県再犯防止対策の推進に係る庁内連絡会議

再犯防止対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、再犯防止対策を総合的に推進するため、「再犯防止推進連絡会議」を設置し、計画の推進に取り組みます。

2 進捗管理

策定した山形県再犯防止推進計画については、山形県再犯防止推進協議会において、計画の進捗管理や評価・検証等を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

参考資料

- 1 再犯の防止等の推進に関する法律（概要版）
- 2 国再犯防止推進計画（概要版）
- 3 山形県再犯防止推進協議会設置要綱
- 4 山形県再犯防止推進協議会の関係機関、民間団体の紹介
- 5 山形県再犯防止対策の推進に係る庁内連絡会議設置要綱
- 6 計画策定の経過
- 7 用語の説明

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等(第11条)
- 2 就労の支援(第12条)
- 3 非行少年等に対する支援(第13条)

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等(第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備(第19条)

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等(第14条)
- 5 住居の確保等(第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助(第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第17条)

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等(第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援(第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰(第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助(第23条)

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組 → 地域社会での継続的支援 → 再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

参考資料3 山形県再犯防止推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 山形県における再犯の防止等に関する施策を推進するため、山形県再犯防止推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 山形県再犯防止推進計画（仮称）の策定及び推進等に関すること。
- (2) その他、山形県における再犯の防止等の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる機関・団体を構成員として組織する。

- 2 協議会に会長を置き、会長は山形県健康福祉部次長が務める。
- 3 会長は、会務を総括し、これを代表する。

(会議の招集)

第4条 協議会は、会長が招集し、会長又は会長が指名する者が議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者を協議会に出席させることができる。
- 3 必要に応じて、協議会の下に、ワーキンググループを設置することができる。

(個人情報の保護)

第5条 協議会の出席者は、会議等により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、山形県健康福祉部地域福祉推進課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月7日から施行する。

別表（第3条関係）

山形県再犯防止推進協議会構成団体

区分	所 属	
国	山形保護観察所	
	山形刑務所	
	仙台少年鑑別所山形少年鑑別支所	
	山形地方検察庁	
更生 保護 団体	山形県保護司会連合会	
	更生保護法人 羽陽和光会	
	更生保護法人 山形県更生保護事業協会	
	山形県更生保護女性連盟	
関係 団体 等	山形県BBS連盟	
	特定非営利活動法人 山形県就労支援事業者機構	
	特定非営利活動法人 鶴岡ダルク	
	山形県地域生活定着支援センター	
	特定非営利活動法人 東北青少年自立援助センター蔵王いこいの里	
	山形県社会福祉協議会	
	山形県民生委員児童委員協議会	
	山形県老人クラブ連合会	
	山形県老人福祉施設協議会	
	山形県知的障害者福祉協会	
	山形県救護施設連絡協議会	
	山形県弁護士会	
山形県社会福祉士会		
県	山形県健康福祉部	事務局

参考資料4 山形県再犯防止推進協議会の関係機関、民間団体の紹介

【更生保護団体】

山形県保護司会連合会

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、地域で保護観察官と協働して保護観察を受けている人と面接を行い指導や助言をするほか、刑事施設や少年院に入っている人がスムーズに社会生活を営めるよう、帰住先の生活環境の調整や相談を行っています。山形県には、11保護区で、630人（R2.1現在）の保護司が活躍しており、各地区に保護司会が組織され、県域では保護司会連合会が組織されています。

更生保護法人 羽陽和光会

羽陽和光会は、矯正施設等を出た方などで、頼るべき人がおらず住居もないなどの理由で、ただちに自立することが困難な方々の円滑な社会復帰を支援する、県内で唯一の更生保護施設です。定員は男子20名で、山形保護観察所の委託により入所者を受け入れて、24時間365日、入所者の自立に向け生活指導や就労援助、親族、関係者との調整などを行っています。

更生保護施設は、地域の方々の理解と協力が不可欠です。特に、地元町内会や保護司会、更生保護女性会はじめ、更生保護関係団体等の皆様の御理解と御支援が大きな支えとなっています。これまで築いてきた地域との良好な関係をもとに、さらに地域の方々に頼りにされる施設となるよう心掛けて運営していきます。

更生保護法人 山形県更生保護事業協会

山形県更生保護事業協会は、昭和47年に財団法人（当時）として設立され、その後、更生保護事業法の制定に伴い、平成8年4月に更生保護法人として法務大臣から認可を受け、一時保護事業・連絡助成事業を担っています。

本協会は広く更生保護の思想を浸透させ犯罪や非行のない社会を築くため、犯罪・非行の予防活動を助成し、その充実・発展を目指して事業活動を展開してきました。その事業内容は、法務大臣から委嘱され、犯罪や非行に陥った人たちが立ち直れるように相談や助言をしていただいている保護司（保護司会）、女性の立場から犯罪予防活動や子育て支援活動をしている更生保護女性会、お兄さん、お姉さんの立場で支援活動を行っているBBS会、事業主の立場から、犯罪や非行に陥った人を積極的に雇用し、その立ち直りを援助していただいている協力事業主、犯罪や非行に陥った人たちが、更生の足がかりを得られるまで宿泊施設や食事の提供をしている更生保護施設（羽陽和光会）に助成を行っています。さらに犯罪や非行の予防活動や啓発・宣伝活動の「社会を明るくする運動」への支援を行っています。

一時保護事業としては、刑務所等を出所したものの家族のもとに帰る旅費がない場合や、一時的に生活費が不足する場合などの援助等も行っていきます。

山形県更生保護女性連盟

山形県更生保護女性連盟は、全国につながる団体で県下 21 地区会約 1,830 名の会員が活動をしています。活動の原点は、終戦直後ひもじさ等から犯罪等に手を染めざるを得なかった子ども達や、路上生活を送る戦争孤児をみかねて「ほっとけない」と立ち上がった婦人たちの活動です。

現在は、①更生保護の心を広め明るい社会をつくること②子育て支援の 2 つを柱に、地域のニーズに応じた活動をしています。

①の具体的な活動としては、刑務所や保護観察所へのお手伝いとして釈放前教育(刑務所入所者との座談会)や社会貢献活動、矯正展へ参加をしています。また、更生保護施設羽陽和光会へは、夕食会の手伝い、ハンドベル演奏、励ましの絵手紙、手作り梅干や西瓜、激励金、衣類等を持参し訪問をしています。早く安定した社会復帰ができるようにと思いを込めて活動しています。

②の活動では、地域で必要なことを自ら見つけて実施しているのでバラエティに富んでいます。挨拶や愛のひと声運動、登下校時見守り、子育て支援センターでの運営の手伝い、保育所・小学校での行事の手伝い、読み語りやとんと昔語り、食における支援等です。それぞれの活動が、ほっこりした子育て環境とママたちの子育てのサポートになれば、健やかな青少年の育成につながるという思いで活動しています。

山形県 B B S 連盟

B B S は Big Brothers and Sisters Movement の略称です。その名のとおり、少年少女たちに近い世代の兄、姉のような存在として、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむボランティア活動です。全国で 5 千人近い会員がおり、山形県では約 100 名の会員が在籍しています。

B B S の活動は主に「ともだち活動」、「グループワーク」、「研さん活動」と保護観察所等と協力し少年たちとの社会奉仕活動の協力や非行防止活動を行います。特に「ともだち活動」では保護観察中の少年を相手に兄や姉のような存在となって相談相手になったり、学習支援を行ったりします。「グループワーク」では複数の少年たちと B B S 会員がスポーツやレクリエーションを行い、共に楽しむ活動です。どちらも少年たちの心に寄り添う活動です。しっかりと心に向き合うために様々な研修を行うのが「研さん活動」です。犯罪の背景を学んだり、ロールプレイングを通してコミュニケーションの取り方を考えたり、色々な遊びを実践して楽しみ方を覚えたりします。

B B S は少年に年齢が近いからこそ、ごく普通の人間だからこそ、共感を通して少年の心に向き合える存在です。自分の心を開けば、誰にでもできるボランティアです。

【関係団体等】

特定非営利活動法人 山形県就労支援事業者機構

山形県就労支援事業者機構は、再犯のない社会を作るために、山形県内の経済界の協力により犯罪者などに就労支援を行い、安全な社会づくりに貢献する組織です。機構では、協力事業主等が対象者を雇用するにあたり、予算の範囲内で健康診断の費用や作業着購入、ハローワークでの職業訓練等の費用を助成するほか、国の支援制度の情報提供を行います。

再犯防止には、何よりもまず就労支援が大切です。仕事をはじめ生活基盤の確保の支援（就労支援・住宅確保支援・継続的な見守り支援）が強く求められています。

機構では、協力事業主の開拓や刑務所出所者等の就労支援を通して、地域社会の治安の確保に協力しています。

■山形県就労支援事業者機構の概要

会員数 約 400（県内 11 地区会）

建設業 227 社、サービス業 39 社、製造業 41 社 など多様な業種の会員がおり、積極的な採用への協力をお願いしています。

特定非営利活動法人 鶴岡ダルク

ダルクとは、様々な薬物（覚せい剤、シンナー、大麻などの規制薬物や処方薬）がやめたくてもやめられない薬物依存症という困難な病気からの回復を図ることを目的としているリハビリ施設で、全国各地に設置されています。

鶴岡ダルクでは、施設において薬物依存者等を受入れ、共に共同生活をしながら、グループミーティング等による回復プログラムを実践するとともに、処方薬依存、アルコール依存、ギャンブル依存等を含め、再発しないための通院調整等の治療のサポートを行っています。治療が困難で常に依存症と対峙する必要がある薬物依存は、治療が長期に及ぶことから、病院等で開催される退院支援委員会等に毎月出席するなど医療機関や関係機関等との連携を密にしながら、利用者の薬物等依存からの脱却をサポートしています。

このほか、薬物事犯者に対する再乱用防止の取組として、山形刑務所・新潟刑務所において、薬物依存離脱指導（ミーティング）を継続的に行うほか、保護観察中の者を対象にミーティングや個人面談等を実施し、円滑に社会生活を送るための助言等を行っています。また、施設内においても、医療機関と連携した「薬物再乱用防止プログラム」を実施しています。

薬物事犯者に対しては、保護観察所が行う通常の指導監督 及び補導援護を実施するだけでなく、地域の医療・援助機関等による薬物依存の改善に関する医療又は援助を適切に確保し、一体的な処遇を行う必要があります。鶴岡ダルクでは、地域の援助機関として、薬物問題を抱える本人や家族の相談対応や家族等に対する支援を実施するとともに、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づく関係機関や民間支援団体との連携をさらに進め、学校等からの依頼に基づく、講師派遣など薬物乱用防止に向けた普及啓発にも取り組んでまいります。

山形県地域生活定着支援センター

「地域生活定着支援センター」は、全国各都道府県に設置され、刑務所等矯正施設の退所予定者等で高齢又は障がいにより福祉的な支援を必要とする者に対し、矯正施設、保護観察所等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援する機関です。国の定める「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」（平成21年5月27日社援総発第0527001号）に基づき、次の業務を行います。

- ア 矯正施設退所予定者の帰住地調整を行うコーディネート業務
- イ 矯正施設退所者の施設等への定着支援を行うフォローアップ業務
- ウ 矯正施設退所者等への福祉サービス等についての相談支援業務
- エ 地域のネットワークの構築と連携促進業務

特定非営利活動法人 東北青少年自立援助センター蔵王いこいの里

蔵王いこいの里では、山形保護観察所の委託を受け、自立準備ホームとして、主に青少年の保護観察対象者の更生を支援しています。

■主な活動

- ・生活習慣の改善及び食生活改善
- ・体力づくり
- ・農作業体験を通してのコミュニケーション訓練
- ・学習支援（毎日漢字の書き取り・計算等）
市町村教育委員会や各学校との連携
義務教育期間中の公立学校に限り登校日数扱い
定時制及び通信制高校等への通学・学習支援
- ・就労訓練
近隣果樹園や企業での就労体験
ハローワークとの連携
- ・家族関係の修復
年3回保護者会を実施。個別面談、勉強会の実施
- ・居場所づくり
卒寮後でも気軽に訪問できるよう環境整備

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に規定された民間非営利組織であり、自主性と、様々な分野の関係者や地域住民に支えられた公共性・公益性を併せ持ち、地域福祉の推進を図ることを目的としています。

山形県社会福祉協議会は、全国社会福祉協議会及び県内 35 市町村社会福祉協議会をはじめ、各関係機関や福祉関係団体等とのネットワークのもと、全県的な福祉活動の推進、調査研究、提言活動、福祉人材の確保・育成などを通して、誰もが心豊かに暮らせる地域社会づくりに取り組んでいます。

地域社会と個々の住民のつながりが希薄化し、ひきこもりや虐待、生活困窮など様々な生活課題が懸念されている中で、判断能力が不十分な方が福祉サービスを利用する上での支援をはじめ、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る地域共生社会の実現を目指した取組を進めています。

山形県民生委員児童委員協議会

民生委員・児童委員は、それぞれの地域において、自らも地域住民の一員として、地域の身近な相談相手として常に住民の立場に立ち、一人ひとりに寄り添いながら、経済的困窮による生活上の困りごと、健康や介護の悩み、妊娠や子育ての不安など様々な相談に応じています。相談内容によっては、必要な支援が受けられるよう専門機関とのつなぎ役の役割も担います。また、民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談内容の秘密は守られますので安心して相談いただけます。

山形県民生委員児童委員協議会は、県内 35 の市町村民生委員児童委員協議会（136 の法定単位民生委員児童委員協議会）に所属する 2,924 人の民生委員・児童委員により構成され、研修事業、調査・研究、広報・啓発、連絡調整等、民生委員・児童委員活動の支援や、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを目指した取組を進めています。

山形県老人クラブ連合会

老人クラブは、地域単位に構成され、高齢者が主体的に「生活を豊かにする楽しい活動」と「地域を豊かにする社会活動」を相互に関わりを持ちながら総合的に取り組んでおります。

2019年版の「再犯防止推進白書」では、高齢者の再入率が高いことが取りあげられ、その多くは生活困窮や孤独・孤立で、社会に戻っても居場所がなく更に罪を重ねるといった悪循環となっています。

住み慣れた地域社会に生活環境等を整え、罪を犯した人たちを温かく受入れ、更生と再犯防止の一元化を図っていくことが重要であると思っております。

私たちの団体においても、関係機関との連携を図りながら、高齢者の立場で見守り寄り添い、つながりを大切に支援できる体制づくりに向け、学習の機会を設けていきたいと考えています。

一般社団法人 山形県老人福祉施設協議会

一般社団法人山形県老人福祉施設協議会は、県内の老人福祉施設の経営の充実と健全な事業の発展を期するため、会員の連絡調整と調査・研究・研修の事業をもって老人福祉の向上に寄与することを目的として設立しました。現在は山形県内の養護老人ホーム13、特別養護老人ホーム129、特養併設型デイサービス75、単独設置型デイサービス19、計236施設・事業所で構成されている団体であり、施設利用者の状態に応じた適切なサービスを提供しています。

山形県知的障害者福祉協会

山形県知的障害者福祉協会は、知的障がいのある人たちが人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を実現できるよう、県内で障がい福祉サービス（施設入所支援、生活介護、就労継続支援、共同生活援助、居宅介護、短期入所、相支援等）を提供している84の施設・事業所を会員とした団体で、職員を対象とした研修会やセミナー（権利擁護・支援力向上等）の開催、当事者活動支援、障がい者施策推進のための政策提言等の活動を行っています。

福祉の支援を必要とする触法障がい者を受け入れにあたっては、職員の理解と各関係機関との情報交換・共有、連携を取りながら進めていくことが重要となります。また、その後の再犯を防止するためにも、将来を見据えた利用中の支援のあり方について継続した協力体制が不可欠と考えます。

山形県救護施設連絡協議会

救護施設は、生活保護法に基づき運営されている福祉施設です。山形県には3か所あり、身体や精神の障がいや経済的なこと等の何らかの課題を抱え、1人の力では日常生活を送ることの困難な方が、健康的に安心して過ごすことのできる施設です。

施設では、日常生活支援や生産活動等を通して生活の基盤を整え、潤いと生きがいを持ち、地域で再び生活するための支援を提供しています。犯罪歴のある方の入所もあり、生活の基盤を整え、行政や病院・他の福祉関係機関と連携を図り適切な福祉サービスを受けることで、再び地域で生活している方もいます。

救護施設では、他関係機関と連携をして施設利用者の新たな生活に向けて支援をしていきます。

山形県弁護士会

罪を犯した人が社会に戻ったときに、生活環境の安定が再犯防止のためには重要です。そこで、弁護士は、担当する刑事事件の弁護活動の一環として、生活環境の安定を目指し公的な福祉制度につなげるなど諸々の活動を行っています。

弁護士会では、その個々の刑事事件を担当する弁護人の候補者を裁判所に推薦したり（国選弁護人の場合）、弁護人を紹介したりしています（私選弁護人の場合）。

また、弁護士会では、「犯罪加害者家族支援センター」を設置しています。

上記センターは、直接的には犯罪加害者の家族の支援を目的としていますが、加害者が立ち直るためには受け入れる家族の協力が不可欠ですので、再犯防止という積極的意味も有しています。上記センターでは、弁護士を配置し、家族からの電話相談や面談相談を実施しています。

山形県社会福祉士会

山形県社会福祉士会は、現在589名の会員で組織しており、その多くは、福祉施設や社会福祉協議会の現場で、利用者の権利を守るという視点で相談援助の業務を行っています。

本会では、電話及び来所による権利擁護に関する相談を常設で、山形県社会福祉士会の事務局に開設をしており、犯罪をした者等に関する相談も含めて、広く県民からの権利擁護に関する相談を受け、関係する機関等へつないでいます。

(目的)

第1条 再犯防止対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、再犯防止対策を総合的に推進するため、再犯防止推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次の事項について協議検討する。

- (1) 山形県再犯防止推進計画（仮称）の検討及び推進に関すること。
- (2) 再犯防止対策に関する施策に係る関係部局間の連絡調整に関すること。

(構成)

第3条 連絡会議の委員は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 連絡会議は、健康福祉部次長を委員長とし、委員長に事故等があるときは地域福祉推進課長がその事務を代行する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員を追加することができる。

(召集)

第4条 連絡会議は、委員長が召集し、これを主宰する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、健康福祉部地域福祉推進課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年5月31日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

別表（第3条関係）

構 成 員		関連業務
健康福祉部	健康福祉部次長	(委員長)
防災くらし安心部	消費生活・地域安全課長	防犯まちづくり
子育て若者応援部	若者活躍・男女共同参画課長	青少年健全育成指導
健康福祉部	新型コロナウイルスワクチン接種総合企画課長	薬物依存者の支援、薬物乱用防止
	長寿社会政策課長	高齢者、地域包括ケア、認知症対策
	障がい福祉課長	障がい者福祉
産業労働部	雇用対策課長	職業訓練、就労支援
県土整備部	建設企画課長	雇用主への入札資格加点
	建築住宅課長	県営住宅、住宅政策
村山総合支庁	生活福祉課長	生活保護、生活困窮者支援
最上総合支庁	地域保健福祉課長	生活保護、生活困窮者支援
置賜総合支庁	地域保健福祉課長	生活保護、生活困窮者支援
庄内総合支庁	地域保健福祉課長	生活保護、生活困窮者支援
教育庁	義務教育課長	小中学校における非行防止対策
	高校教育課長	復学・修学支援
警察本部	生活安全企画課長	犯罪予防
	人身安全少年課長	少年犯罪の防止
	組織犯罪対策課長	暴力団関係の再犯防止
健康福祉部	地域福祉推進課長	事務局

参考資料6 山形県再犯防止推進計画策定の経過

令和元年	5月17日	山形県再犯防止推進協議会設置
	5月31日	再犯防止対策の推進に係る庁内連絡会議設置
	6月4日	令和元年度第1回山形県再犯防止推進協議会 ・法律、再犯防止を取り巻く状況の共有、策定の進め方の協議
	6月14日	令和元年度第1回再犯防止推進連絡会議 ・法律、再犯防止を取り巻く状況、策定の進め方の情報共有
	8月	再犯防止に関するアンケート調査実施 ・仙台矯正管区内矯正施設入所中の県内帰住希望者に支援ニーズ等を調査
令和2年	9月9日	令和元年度第2回山形県再犯防止推進協議会、第2回再犯防止推進連絡会議（合同開催） ・アンケート調査結果報告、関係課の施策等の情報共有
	3月6日	令和元年度第3回再犯防止推進連絡会議（書面開催） ・関係機関における再犯防止の取組の共有、県の取組等協議ほか
	3月6日	令和元年度第3回山形県再犯防止推進協議会（書面開催） ・関係機関における再犯防止の取組の共有、県の取組等協議ほか
	7月21日	令和2年度第1回山形県再犯防止推進連絡会議（書面開催） ・骨子案に対する意見の聴取
	7月27日	令和2年度第1回山形県再犯防止推進協議会 ・骨子案に対する意見の聴取
	9月7日	令和2年度山形県社会福祉審議会地域福祉専門分科会 ・骨子案に対する意見の聴取
	1月6日	令和2年度第2回山形県再犯防止推進連絡会議（書面開催） ・素案に対する意見の聴取
	1月15日	令和2年度第2回山形県再犯防止推進協議会 ・素案に対する意見の聴取
	2～3月	パブリックコメント
	3月	計画策定

【あ行】

入口支援

一般に、矯正施設出所者を対象とし、矯正施設から出所した後の福祉的支援という意味での「出口支援」に対して、刑事司法の入口の段階、すなわち、矯正施設に入所するに至る前の段階で、高齢又は障がいのある被疑者等の福祉的支援を必要とする者に対して、検察庁、保護観察所、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組をいう。

【か行】

仮釈放

再犯を防止し、その改善更生と円滑な社会復帰を促進することを目的として、改善更生が期待できる懲役又は禁錮の受刑者を刑期満了前に仮に釈放すること。仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付される。

鑑別

非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、その者の処遇に資する適切な指針を示すことをいう。

帰住先

帰住先とは、刑事施設、少年院に収容されている者が、出所・出院後、一定期間生活をしていく場所を指す。親族・知人宅のほか、就労先の寮、更生保護施設や自立準備ホーム、グループホーム等の社会福祉施設などがある。

帰住予定地

刑事施設、少年院に収容されている者が釈放された後に居住する予定の住居の所在地をいう。

起訴猶予

犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないことから不起訴とするもの。

矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。

協力事業主（協力雇用主）

保護観察所において登録し、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。一般的には、「協力雇用主」だが、山形県では「協力事業主」と呼称している。本文では、「協力事業主」と表記している。

居住支援法人

住宅セーフティネット法に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する住宅確保要配慮者に対し民間賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援を行う法人として都道府県が指定するものこと。

刑事施設

刑務所、少年刑務所及び拘置所をいう。

刑務所

受刑者を収容し刑の執行を通じて、改善更生に向けて、社会に適応するよう様々な処遇を行う施設。

更生保護サポートセンター

保護司を始めとする更生保護関係団体、地域の関係機関・団体及び地域住民との連携の強化を図るための、地域における更生保護の拠点。

更生保護

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動。

更生緊急保護

更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）第 85 条に基づき、保護観察所が、満期釈放者、保護観察に付されない全部執行猶予者及び一部執行猶予者、起訴猶予者等について、親族からの援助や、医療機関、福祉機関等の保護を受けることができない場合や、得られた援助や保護だけでは改善更生することができないと認められる場合、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を給与し、宿泊場所等の供与を更生保護施設等に委託したり、生活指導・生活環境の調整などの措置を講ずるもの。刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた後 6 月を超えない範囲内（特に必要があると認められるときは、更に 6 月を超えない範囲内）において行うことができる。

更生保護施設

主に保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を給与するほか、就職援助、生活指導等を行ってその円滑な社会復帰を支援する施設。

更生保護女性会

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。

更生保護法人

更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第6項に定める法人で、更生保護施設の運営など更生保護事業を営むことを目的とする団体が、更生保護事業法の規定に基づき、法務大臣の認可を受けて設立する法人。

コレワーク

矯正就労支援情報センター室の通称。受刑者等の就労先を在所中に確保し、出所後速やかに就労に結び付けるため、受刑者等の帰住地や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に対応して、企業のニーズに適合する者を収容する施設の情報を提供する（雇用情報提供サービス）などして、広域的な就労支援等に取り組んでいる。

【さ行】

再入者

受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者。

再犯者

刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者。

C F P (Case Formulation for Probation/Parole)

保護観察対象者との面接、裁判関係資料等からの情報収集を踏まえて、再犯・再非行の誘発要因と改善更生を促進する要因、それぞれの背景要因、相互作用などを理論的・実証的根拠に基づいて分析し、保護観察処遇の焦点と留意事項を明らかにするアセスメントツールのこと。

持続可能な開発目標（SDGs）

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals 略称 SDGs)

平成27年9月の国連サミットで採択された「持続のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことがうたわれている。

社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人。

社会を明るくする運動

全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

少年鑑別所

①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置の決定が執られて収容している者等に対して、観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを目的とする法務省所管の施設。③の業務に関しては、「法務少年支援センター」の名称を使用している。

処遇

警察等によって検挙された者が、その後、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階で受ける取扱いをいう。

自立準備ホーム

刑務所・少年院などを出所した後、帰る家のない者が、自立できるまでの間、一時的に住ることのできる民間の施設。あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人、社会福祉法人などが、それぞれの特長を生かして自立に向けた生活指導などを行っている。

新受刑者

裁判が確定し、その執行を受けるため、新たに入所した受刑者。

セーフティネット住宅

低額所得者、被災者、高齢者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する住宅確保要配慮者の入居を受け入れる住宅として都道府県等が登録した住宅のこと。

生活環境の調整

刑事施設や少年院などの矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放等の審理の資料等にするとともに円滑な社会復帰を目指すもの。

生活困窮者自立相談支援機関

生活困窮者自立支援法に基づき福祉事務所設置自治体に設置され、生活困窮者からの相談を受け、本人が自立した生活を送ることができるよう包括的・継続的な支援を行う機関。

【た行】

地域生活定着支援センター

高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする受刑者等に対し、矯正施設、保護観察所及び地域の福祉等の関係機関等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から出所後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援するための機関。2009年度に厚生労働省によって「地域生活定着支援事業(現在は地域生活定着促進事業)」として事業化され、原則として各都道府県に1か所設置されている。

地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う機関。

地方検察庁

検察官の行う事務を統括する機関。地方検察庁は各都道府県庁所在地等に置かれ、地方裁判所・家庭裁判所が管轄する刑事事件を取り扱い、捜査及び起訴・不起訴などの処分を行っている。

特別調整

矯正施設及び保護観察所において、高齢者又は障がい者を有する者で、かつ、適当な帰住先がない受刑者等について、釈放後速やかに、必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするため、適当な帰住先の確保を含め、出所後の福祉サービス等について調整を行うもの。

【は行】

非行少年

犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう。

- ①「犯罪少年」罪を犯した少年（犯行時に14歳以上であった少年）をいう。
- ②「触法少年」14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
- ③「ぐ犯少年」保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。

BBS会

非行のある少年や悩みを持つ子供たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等（BBS運動（Big Brothers and Sisters Movement））を行う青年のボランティア団体。

法務少年支援センター

少年鑑別所が、少年鑑別所法第131条に基づき、児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などを行う際の名称。

暴力追放運動推進センター

暴力団員による不当な行為の防止と被害の救済に寄与することを目的として、公安委員会の指定により各都道府県に一つずつ設置された機関であり、県民や各自治体が暴力追放運動を推進するための拠点としての活動を行っている。

保護観察

犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うこと。保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者及び婦人補導院仮退院者の計5種の人がある対象となる。

保護観察官

心理学、教育学、福祉及び社会学等の更生保護に関する専門的知識に基づき、社会の中において、犯罪をした人や非行のある少年の再犯・再非行を防ぎ改善更生を図るための業務に従事する国家公務員。

保護観察所

主に家庭裁判所の決定により保護観察になった少年、刑務所や少年院から仮釈放等になった人、保護観察付執行猶予になった人などに対する保護観察などを行う機関。全国に50か所あり、それぞれ地方裁判所の管轄区域ごとに置かれている。

保護司

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアである。その身分は法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。

山形県再犯防止推進計画

令和3年3月

編集・発行 山形県健康福祉部地域福祉推進課
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
電話 023-630-2269
<http://www.pref.yamagata.jp/>
